

鶴ヶ島市国民健康保険税の普通徴収に係る納付方法に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鶴ヶ島市国民健康保険税条例（昭和35年条例第17号第9条に規定する普通徴収に係る国民健康保険税の納付方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(普通徴収に係る国民健康保険税の納付方法)

第2条 普通徴収に係る国民健康保険税の納付は、口座振替によるものとする。ただし、口座振替によることができないときは、納付書その他の方法によることができる。

(その他)

第3条 この要綱に定めるもののほか、普通徴収に係る国民健康保険税の納付方法に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。